

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例……………（医務薬務課）	1
○地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ……………（人事課）	3
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課）	4
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条 例……………（税務課）	13
○北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例……………（法制文書課）	14
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………（市町村課）	15
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………（食品衛生課）	15
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例……………（子ども子育て支援課）	16
○北海道食の安全・安心条例の一部を改正する条例……………（食品政策課）	16
○独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収 条例の一部を改正する条例……………（農業施設管理課）	16

条 例

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 危険薬物の使用等の規制（第5条－第7条）

第3章 指定薬物等の疑いのある物品の公表等（第8条－第10条）

第4章 監視店舗の指定等（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条－第15条）

第6章 罰則（第16条－第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、危険薬物の使用等の規制、指定薬物等の疑いのある物品の公表、監視店舗の指定等を行うことにより、危険薬物及び指定薬物の濫用を防止し、もって道民の生命、身体及び健康を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険薬物 第5条第1項の規定により指定された薬物をいう。

(2) 指定薬物 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物をいう。

(3) 監視店舗 第11条第1項の規定により指定された店舗その他の場所をいう。

（道の責務）

第3条 道は、道民の生命、身体及び健康を保護するため、危険薬物及び指定薬物の濫用を防止するための措置を講ずる責務を有する。

2 道は、前項の措置を講ずるに当たっては、国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携協力しなければならない。

3 道は、危険薬物及び指定薬物の危険性に関する道民の理解を促進するため、その普及啓発に努めなければならない。

（道民の役割）

第4条 道民は、危険薬物及び指定薬物の危険性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。

第2章 危険薬物の使用等の規制

（危険薬物の指定等）

第5条 知事は、指定薬物と同等以上に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和23年法律第124号）に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和29年法律第71号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）で、道内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを危険薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、北海道地方薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、指定後速やかに、指定をした旨を北海道地方薬事審議会に報告しなければならない。

4 指定は、その告示をしなければ、その効力を生じない。

5 知事は、危険薬物が医薬品医療機器等法第2条第15項の規定により指定薬物に指定されたとき、その他指定の必要がなくなったときは、速やかに、指定を解除しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 第5項の規定により指定が解除されたときは、当該指定が効力を有する間に行われた行為に対する罰則の適用については、当該指定の解除後においても、なお従前の例による。

（危険薬物の使用等の禁止）

第6条 危険薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの（以下「医療等の用途」という。）以外の用途に使用し、又は医療等の用途以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受けてはならない。

（広告の制限）

第7条 危険薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として危険薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行ってはならない。

第3章 指定薬物等の疑いのある物品の公表等

（急性中毒患者の届出）

第8条 医師は、薬物による急性の中毒患者を診断し、又はその死体を検案したときは、北海道急性中毒患者届出条例（昭和25年北海道条例第25号）第2条の規定による届出をしなければならない。

（指定薬物等の疑いのある物品の公表等）

第9条 知事は、前条の届出を受けた場合において、当該届出に係る中毒物が指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高いものである疑いがある物品であるときは、当該物品の名称、形状及び包装その他規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定により公表された物品は、医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

（指定薬物等の疑いのある物品の提出要求）

第10条 知事は、第8条の届出を受けた場合において、当該届出に係る中毒物が指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高いものである疑いがある物品であるときは、当該物品について、試験のため必要な最少分量に限り、その所持者に対し、提出を求めることができる。

第4章 監視店舗の指定等

（監視店舗の指定及び定期的な確認）

第11条 知事は、医薬品医療機器等法又はこの条例の規定に違反して指定薬物又は危険薬物の販売、授与、貯蔵又は陳列が行われた店舗その他の場所について定期的な確認の必要があると認めるときは、当該店舗その他の場所を監視店舗として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定による指定（第4項において「指定」という。）をしたときは、速やかに、監視店舗の名称及び所在地その他規則で定める事項をイン

ターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 知事は、監視店舗において指定薬物及び危険薬物の販売、授与、貯蔵又は陳列が行われていないことを定期的に確認しなければならない。

4 知事は、監視店舗について、前項の規定による定期的な確認をする必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

（指定薬物等の疑いがある物品を発見した場合の措置）

第12条 知事は、前条第3項の規定による確認において指定薬物又は危険薬物である疑いがある物品を発見した場合には、医薬品医療機器等法第76条の6第1項の規定による検査命令その他の必要な措置をとるものとする。

第5章 雑則

（立入検査等）

第13条 知事は、前3章の規定の施行に必要な限度において、指定薬物若しくは危険薬物若しくはそれらの疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又はこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくは危険薬物若しくはそれらの疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（情報の申出）

第14条 道民は、指定薬物若しくは危険薬物又はそれらの疑いがある物品に係る情報を入手したときは、知事に適切な措置をとるよう申し出ることができる。

（規則への委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第16条 第6条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

に処する。

第17条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

（検討）

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道青少年健全育成条例の一部改正）

3 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第40条第5号中「指定薬物」の次に「又は北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第2条第1号に規定する危険薬物」を加える。

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

- (1) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第13条第1項第3号
- (2) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第13条第1項第3号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第34条第3項中「場合を除く。）」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第34条の2中「もの又は」を「もの若しくは同法第12条第3項の控除の限度額で政令第9条の7第5項で定めるもの又は」に、「第9条の7第5項」を「第9条の7第6項」に、「同条第6項又は第7項」を「同条第7項又は第8項」に、「同条第18項、第19項及び第28項」を「同条第19項、第20項及び第29項」に、「同条第29項」を「同条第30項」に改める。

第36条の2第1項中「及び次節」を「並びに第42条の2第1項及び第42条の3第1項」に、「又は第67条の18第10項」を「及び第67条の18第10項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項ただし書中「法人税割額」の次に「又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る

法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

第36条の2第4項中「ときは」を「場合には」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第36条の2第4項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第36条の3第1項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「又は法」を「又は」に改め、同項ただし書中「法人税割額」の次に「又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及

び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

第36条の3第4項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第1号中「又は」を「、又は」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第36条の3第4項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第37条の12中「あっては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第39条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第42条第9項中「又は」を「、又は」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 法第15条の2の2、第15条の2の3第1項、第15条の3及び第15条の9第2項並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項又は第6項の規定による徴収の猶予について、法第11条、第16条第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第2項（第7項において準用する場合を含む。）の規定による担保について、それぞれ準用する。

第42条の2第1項中「又は第67条の18第10項」を「及び第67条の18第10項」に、「若しくは法」を「若しくは」に、「又は法」を「又は」に改め、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税

額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

第42条の2第4項中「ときは」を「場合には」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 新たにその猶予に係る所得割額又は付加価値割額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第42条の2第4項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額又は付加価値割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第42条の3第1項中「若しくは法」を「若しくは」に、「又は法」を「又は」に改め、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は

前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

第42条の3第4項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第1号中「又は」を「、又は」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 新たにその猶予に係る所得割額又は付加価値割額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第42条の3第4項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額又は付加価値割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第43条の4の次に次の1条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）

第43条の4の2 事業を行う個人が租税条約（所得税法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき当該個人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあった場合には、知事は、当該申立てに係る同条第12項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となった所得に基づいて課された事業税額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第72条の66第1項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となった所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令第35条の4の2第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収

を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該事業税額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第35条の4の2第2項に規定するところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 第1項の申立てを取り下げたとき。

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る事業税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

(3) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

(4) 新たにその猶予に係る事業税額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

(5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、

知事は、その免除をしないことができる。

第43条の8第1項中「譲渡等」の次に「及び同項に規定する特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第44条の10第2項中「申請書」の次に「(第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、当該申請書及び同条第9項に規定する書類)」を加える。

附則第5条第1項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。)又は証券投資信託」に改め、同項第1号中「剰余金の分配」の次に「、金銭の分配」を加える。

附則第5条の4の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第7条の4第1項中「申請書を」を「申請書に当該施設の取得の日から3年以上事業の用に供したことを証する書類を添付して」に改め、同条第2項中「「当該取得」を「同項に規定する施設(以下この条及び第44条の10において「施設」という。)の取得」に、「同項に規定する施設(以下「施設」という。)」を「当該施設」に、「附則第7条の4第1項各号に掲げる事項」と読み替えるを「第4号及び第7号並びに附則第7条の4第1項各号に掲げる事項」と、「(第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、当該申請書及び同条第9項に規定する書類)を」とあるのは「に当該施設の取得の日から3年以上事業の用に供したことを証する書類を添付して」と読み替える」に改め、同条第3項中「申請書を」とあるのは「申請書」を「(第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、当該申請書及び同条第9項に規定する書類)を」とあるのは「」に改め、同条第4項中「申請書を」を「申請書に政令附則第9条の3第2項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を添付して」に改め、同項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 個人に対する譲渡の対価の額

附則第7条の4第4項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 改修工事に要した費用の額

(7) 住宅性能向上改修住宅の床面積

附則第7条の4第5項中「までに掲げる事項」を「まで及び第7号に掲げる事項、同項第6号及び第10号に掲げる額の予定額」に、「事項及び」を「事項並びに」に、「読み替える」を「、「(第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、当該申請書及び同条第9項に規定する書類)を」とあるのは「に政令附則第9条の3第2項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を添付して」と読み替える」に改める。

附則第8条の2を次のように改める。

第8条の2 削除

附則第8条の2の3第2項第1号イ中「で定める」を「附則第4条の5第2項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ア(ア)中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ(ア)中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第3項第1号ア中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の5第10項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第4項第1号ア中「で定める」を「附則第4条の5第17項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の5第18項に規定する」に改め、同号ウ中「で定める」を「附則第4条の5第19項に規定する」に改め、同項第2号ア中「で定める」を「附則第4条の5第20項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の5第21項に規定する」に改め、同号ウ中「で定める」

を「附則第4条の5第22項に規定する」に改め、同号エ中「で定める」を「附則第4条の5第23項に規定する」に改め、同条第5項中「で定める」を「附則第4条の5第24項に規定する」に改める。

附則第8条の2の5第1項第4号イ中「で定める」を「附則第4条の4第10項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の4第10項」を「附則第4条の4第11項」に改め、同項第5号中「で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない」を「附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない」に、「総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している」を「同条第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している」に改め、同号ア中「で定める」を「附則第4条の6第3項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の6第4項に規定する」に改め、同項第6号イ中「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の4第14項」に改め、同条第2項第2号ア中「で定める」を「附則第4条の6第5項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の6第6項に規定する」に改め、同条第3項第2号ア中「で定める」を「附則第4条の6第7項に規定する」に改め、同号イ中「で定める」を「附則第4条の6第8項に規定する」に改め、同条第4項第2号中「で定める」を「附則第4条の6第9項に規定する」に改め、同条第5項第2号中「で定める」を「附則第4条の6第10項に規定する」に改め、同条第6項中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の6の2第1項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第2項」を「附則第4条の6の2第2項」に改め、同条第7項中「附則第4条の6第3項」を「附則第4条の6の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第4項」を「附則第4条の6の2第4項」に改め、同条第8項中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6の2第5項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6の2第6項」に改め、同条第9項中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6の2第7項」に改め、同項第1号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6の2第8項」に、「で定めるもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置」を「附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置」に、「で定めるもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置」を「附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項及び

第11項において「衝突被害軽減制動制御装置」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6の2第12項」に改め、同条第10項中「で定める」を「附則第4条の6の2第13項に規定する」に改め、同条第11項中「で定める」を「附則第4条の6の2第14項に規定する」に改める。

附則第9条の4の3の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る個人の道民税の課税の特例）

第9条の4の4 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項及び附則第12条の2の3第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第12条の2の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第6号及び第37条の12の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

附則第12条の2の2の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の道民税の課税の特例）

第12条の2の3 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第37条の14第1項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第7号及び第37条の17の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特

別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第37条の17において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、同条中「租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」とする。

附則第12条の5第3項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第13条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に、「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第2条」を「附則第13条」に改める。

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の4第1項第2号ウ中「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の5」を「から第10条の5の4」に改める。

附則第9条の4の4第1項中「及び附則第12条の2の3第1項において「未成年者口座」を「、附則第12条の2の3及び附則第12条の2の4第1項において「未成年者口座」に、「及び附則第12条の2の3第1項において「契約不履行等事由」を「、附則第12条の2の3第3項及び附則第12条の2の4第1項において「契約不履行等事由」に改める。

附則第12条第2項及び第12条の2第2項中「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

附則第12条の2の3を附則第12条の2の4とし、附則第12条の2の2の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る個人の道民税の所得計算の特例）

第12条の2の3 道民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第

37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（次項において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同条第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項及び次項において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令附則第18条の6の3第1項に規定するところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令附則第18条の6の3第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった未成年者口座を開設し、又は開設していた道民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した道民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第12条の規定その他の道民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する道民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の3第3項及び第4項に規定するところにより、道民

税に関する規定を適用する。

(北海道循環資源利用促進税条例の一部改正)

第3条 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに」を「第15条の2の2から第15条の3まで及び」に改め、「担保について」の次に「、それぞれ」を加える。

(北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第3項中「行う課税資産の譲渡等及び」の次に「特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに」を、「行った課税資産の譲渡等及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第36条の3第1項の改正規定（「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「又は法」を「又は」に改める部分に限る。）並びに同条例第37条の12及び第44条の10第2項の改正規定並びに同条例附則第5条の4の2、第7条の4、第8条の2の3、第8条の2の5及び第12条の5第3項の改正規定並びに第4条中北海道税条例の一部を改正する条例附則第1項第3号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第43条の8第1項の改正規定及び第4条中北海道税条例の一部を改正する条例附則第3項の改正規定並びに附則第8項の規定 平成27年10月1日

(3) 第1条中北海道税条例第25条第2項にただし書を加える改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定、同条例附則第9条の4の3の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第12条の2の2の次に1条を加える改正規定

並びに次項の規定 平成28年1月1日

(4) 第2条及び附則第22項の規定 平成29年1月1日

(5) 第1条中北海道税条例第43条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第7項の規定 平成30年1月1日
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第25条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条及び第34条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第2項及び第4項並びに第36条の3第2項及び第4項の規定は、施行日以後に申請される新条例第36条の2第1項又は第36条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項又は第36条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

5 新条例第39条及び附則第13条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第42条の2第2項及び第4項並びに第42条の3第2項及び第4項の規定は、施行日以後に申請される新条例第42条の2第1項又は第42条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された旧条例第42条の2第1項又は第42条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

7 新条例第43条の4の2の規定は、附則第1項第5号に定める日以後に同条第1項の申請が行われる場合について適用する。

8 新条例第43条の8第1項の規定は、附則第1項第2号に定める日以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者を

いう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)第4条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

9 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第8条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係る道たばこ税については、なお従前の例による。

10 次の各号に掲げる期間内に、新条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る道たばこ税の税率は、新条例第45条の2の3の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

11 平成28年4月1日前に旧条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(旧条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第45条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、

当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

12 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第3項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第4項及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)附則第5条第2項の規定による申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。

13 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第16号の4様式の納付書によって指定金融機関(収納代理金融機関を含む。)又は出納員(収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。)に納付しなければならない。

14 附則第11項の規定により道たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例(平成27年北海道条例第41号)附則第12項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分(新条例第45条の2の2から第45条の2の4まで、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。)を適用する。

15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第11項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、新条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した地方税法施行規則第16号の5様式の書類を添付しなければならない。

16 平成29年4月1日前に新条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(新条例第45条の2の4第1項第1号及び第

2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

17 附則第12項から第15項までの規定は、前項の規定により道たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第12項中「前項」とあるのは「附則第16項」と、「同条第4項」とあるのは「同条第10項において準用する同条第4項」と、「附則第5条第2項」とあるのは「附則第5条第5項において準用する同条第2項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成29年5月1日」と、附則第13項中「平成28年9月30日」とあるのは「平成29年10月2日」と、附則第14項中「附則第11項」とあるのは「附則第16項」と、「前3項」とあるのは「同項及び前2項」と、「附則第12項」とあるのは「附則第17項において準用する附則第12項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成29年5月1日」と、附則第15項中「附則第11項」とあるのは「附則第16項」と読み替えるものとする。

18 平成30年4月1日前に新条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

19 附則第12項から第15項までの規定は、前項の規定により道たばこ税を課する

場合について準用する。この場合において、附則第12項中「前項」とあるのは「附則第18項」と、「同条第4項」とあるのは「同条第12項において準用する同条第4項」と、「附則第5条第2項」とあるのは「附則第5条第6項において準用する同条第2項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成30年5月1日」と、附則第13項中「平成28年9月30日」とあるのは「平成30年10月1日」と、附則第14項中「附則第11項」とあるのは「附則第18項」と、「前3項」とあるのは「同項及び前2項」と、「附則第12項」とあるのは「附則第19項において準用する附則第12項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成30年5月1日」と、附則第15項中「附則第11項」とあるのは「附則第18項」と読み替えるものとする。

20 平成31年4月1日前に新条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

21 附則第12項から第15項までの規定は、前項の規定により道たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第12項中「前項」とあるのは「附則第20項」と、「同条第4項」とあるのは「同条第14項において準用する同条第4項」と、「附則第5条第2項」とあるのは「附則第5条第7項において準用する同条第2項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成31年4月30日」と、附則第13項中「平成28年9月30日」とあるのは「平成31年9月30日」と、附則第14項中「附則第11項」とあるのは「附則第20項」と、「前3項」とあるのは「同項及び前2項」と、「附則第12項」とあるのは「附則第21項において準用する附則第12項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成31年4月30日」と、附則第15項中「附則第11項」とあるのは「附則第20項」と読み替えるものとする。

22 第2条の規定による改正後の北海道税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「半島振興対策実施区域」を「認定半島産業振興促進計画区域」に改める。

第1条中「、区域及び地区」を「及び区域」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 認定半島産業振興促進計画区域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に掲げる区域をいう。

第10条中「又は情報通信技術利用事業」を「、情報通信技術利用事業又は旅館業」に改める。

第12条に次の1号を加える。

(7) 当該離島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該離島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

第15条中「(第2号を除く。)」を削る。

第5章の章名中「半島振興対策実施区域」を「認定半島産業振興促進計画区域」に改める。

第19条中「半島振興対策実施区域」を「認定半島産業振興促進計画区域」に、「製造の事業又は旅館業」を「次に掲げる事業」に、「設備」を「施設又は設

備」に改め、同条の表の前に次の各号を加える。

(1) 製造の事業

(2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ又はインターネット利用サポート業に係るものを行う業種をいう。）に属する事業

(3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

(4) 当該半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項の規定により指定された地域をいう。以下この号において同じ。）において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

(5) 旅館業

第20条中「半島振興対策実施区域」を「認定半島産業振興促進計画区域」に、「製造の事業又は旅館業」を「前条各号に掲げる事業」に改め、「供する」の次に「施設又は」を加え、「第2条第4項の規定による公示の日（その日が半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）の施行の日前である場合には、同日。次条において同じ。）」を「第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（次条において「計画期間」という。）の初日」に改める。

第21条中「半島振興対策実施区域」を「認定半島産業振興促進計画区域」に、「製造の」を「第19条各号に掲げる」に改め、「供する」の次に「施設又は」を加え、「半島振興法第2条第4項の規定による公示の日」を「計画期間の初日」に改める。

第22条中「平成27年 3 月31日」を「平成37年 3 月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 章の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第10条の規定中旅館業（下宿営業を除く。次項において同じ。）に係る部分、新条例第12条及び第14条の規定中新条例第12条第 7 号に掲げる事業に係る部分並びに新条例第15条の規定中新条例第12条第 2 号及び第 7 号に掲げる事業に係る部分は、平成27年 4 月 1 日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。
- 3 新条例第19条から第21条までの規定は、平成27年 4 月 1 日以後に新条例第19条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する半島振興対策実施区域内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、旧条例第19条から第21条までの規定は、なおその効力を有する。

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例

北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報であるものをいう。

- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 8 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用及び提供の制限)」を付し、同条第 1 項中「以外に個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

第 8 条の 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第 8 条の 3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

第 9 条中「対して個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第10条第 1 項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。次項において同じ。)」を加える。

第14条第 2 項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)」を加える。

第15条第 2 項及び第16条第 1 項第 1 号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第23条第 1 項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。第 4 項において同じ。)」を加える。

第26条に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特定個人情報の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を減免することができる。

第33条第1項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。第3項において同じ。)」を加える。

第34条中「基づく個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第35条第1項中「関する個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第3項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項各号」を「第1項各号及び前項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該特定個人情報の廃棄又は消去

第46条中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同

条第5号に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第8条の3に係る部分に限る。）、第23条第1項、第33条第1項及び第34条の改正規定並びに第35条の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して2年5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の事項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「若しくは第2項」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の5の項第4号中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第2項の表」に改める。

別表第2の2の項第4号中「法第19条第1項」を「食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項」に、「当該」を「食品表示法第六条第八項に規定するア

レルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第5条に規定する事項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する」を「規定による指定を受けた」に改める。

第54条第2項第1号中「地方厚生局長等の指定する」を「規定による指定を受けた」に改める。

第60条第1号中「第43条第1号の地方厚生局長等の指定する」を「第43条第1項第1号の規定による指定を受けた」に改める。

第102条第1項第3号中「第82条第3号の地方厚生局長等の指定する」を「第82条第1項第3号の規定による指定を受けた」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第55号）第5条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長が指定した養成施設は、この条例による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第60条第1号

に規定する養成施設とみなす。

北海道食の安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道食の安全・安心条例の一部を改正する条例

北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に、「その他」を「、食品表示法（平成25年法律第70号）その他」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例

独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例（昭和63年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例

第1条中「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第2条第2項第1号中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する

政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「第3条」を「第5条」に改める。

第3条第2項第1号中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成20年政令第128号。以下「特例業務政令」という。）第8条」を「特例業務政令第11条」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「第8条」を「第11条」に改める。

第4条第2項各号中「第3条」を「第5条」に改める。

第5条第2項各号中「第8条」を「第11条」に改める。

第6条第1項中「第3条」を「第5条」に改め、同条第2項の表中「第3条」を「第5条」に、「第8条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
